

文京区議会申し合わせ事項 新旧対照表

1 本会議の出席理事者について

改正後	改正前
本会議の出席理事者は、部長権限の強化と各部等の事業執行責任の明確化に伴い、三役、各部長（会計管理者、局長、担当部長（ <u>所管への一般質問がない場合における児童相談所長を除く。</u> ）及び防災危機管理室長を含む。）及び総務課長とし、在籍参事を除くこととする。	本会議の出席理事者は、部長権限の強化と各部等の事業執行責任の明確化に伴い、三役、各部長（会計管理者、局長、担当部長及び防災危機管理室長を含む。）及び総務課長とし、在籍参事を除くこととする。

2 議会運営委員会への理事者出席について

改正後	改正前
一 定例議会の議会期間中(本会議を開く日を除く。)における議会運営委員会の出席理事者 平成27年2月定例議会まで、国際交流事業に関する報告を当該議会運営委員会で受けていたが、平成27年6月定例議会から、国際交流事業に関する報告を総務区民委員会で受けることとしたため、理事者の出席は必要としない。ただし、他の報告がある場合は、本会議を開く日と同様、三役、各部長（会計管理者、局長、担当部長及び防災危機管理室長を含む。）及び総務課長とする。 二 本会議を開く日、議会期間以外及び閉会中の議会運営委員会の出席理事者 本会議と同様、三役、各部長（会計管理者、局長、担当部長（<u>児童相談所長を除く。</u>）及び防災危機管理室長を含む。）及び総務課長とする。	一 定例議会の議会期間中(本会議を開く日を除く。)における議会運営委員会の出席理事者 平成27年2月定例議会まで、国際交流事業に関する報告を当該議会運営委員会で受けていたが、平成27年6月定例議会から、国際交流事業に関する報告を総務区民委員会で受けることとしたため、理事者の出席は必要としない。ただし、他の報告がある場合は、本会議を開く日と同様、三役、各部長（会計管理者、局長、担当部長及び防災危機管理室長を含む。）及び総務課長とする。 二 本会議を開く日、議会期間以外及び閉会中の議会運営委員会の出席理事者 本会議と同様、三役、各部長（会計管理者、局長、担当部長及び防災危機管理室長を含む。）及び総務課長とする。